

○伊東市サテライトオフィス等支援事業補助金交付要綱

平成29年3月24日

伊東市告示第50号

改正 令和2年2月伊東市告示第18号

令和5年3月伊東市告示第73号

(趣旨)

第1条 市長は、雇用機会の創出を図るため、サテライトオフィス等設置事業又はサテライトオフィス等視察事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(令2告示18・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 本市に事業所を設置していない事業者が設置する本社又は本社機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事業所をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に供するために設置する施設をいう。
- (3) 事業者 事業所を自ら設置する法人又は土地若しくは家屋を賃借して事業所を設置する法人をいう。
- (4) 従業員 勤務期間の定めがなく雇用されている者で、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (5) サテライトオフィス等設置事業 本市に新たにサテライトオフィス等を設置する事業をいう。
- (6) サテライトオフィス等視察事業 本市に新たにサテライトオフィス等の設置を検討するに当たり、本市の視察を実施する事業をいう。

(令2告示18・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、別表第1の区分に応じた補助対象者で、次の各号のいずれ

れにも該当するものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業又は公序良俗に反する営業でないこと。

(2) 伊東市暴力団排除条例(平成24年伊東市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 市税等を滞納していないこと(その代表者個人のものを含む。)

(令2告示18・一部改正)

(補助対象経費等及び事業年度)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の中欄に掲げる経費に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

2 補助金の交付の対象とする事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(令2告示18・一部改正)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第3の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(令2告示18・一部改正)

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容について公益性、必要性等により、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定した時は、速やかに補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(令2告示18・一部改正)

(変更承認申請等)

第8条 サテライトオフィス等設置事業に係る補助金の交付の決定を受けた者(以下「設置事業補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容を変更しようとするときは、

あらかじめ伊東市サテライトオフィス等設置事業補助金変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 設置事業補助事業者は、サテライトオフィス等の設置を中止したときは、速やかに伊東市サテライトオフィス等設置事業補助金中止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（令2告示18・一部改正）

（事業開始の届出）

第9条 設置事業補助事業者は、サテライトオフィス等の設置が完了し、当該サテライトオフィス等において事業を開始したときは、速やかに伊東市サテライトオフィス等設置事業補助金事業開始届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（令2告示18・一部改正）

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した後、速やかに別表第4の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（令2告示18・一部改正）

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第9号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（令2告示18・一部改正）

（指導監督）

第12条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は市職員に書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の検査又は質問に当たる市職員は、その身分を示すため伊東市補助金等交付規則第17条に定める身分証票を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金

の交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件を守らなかったとき。
- (3) この要綱に基づき提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
- (4) 補助事業に関し法令に違反する行為を行ったとき。

(令2告示18・一部改正)

(遅延利息)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助事業者に求めた場合において、返還すべき補助金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日伊東市告示第18号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日伊東市告示第73号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(令2告示18・追加)

区分	補助対象者
サテライトオフィス等設置事業	次の要件を全て満たす者 (1) 補助金の申請時において3年以上継続して事業を行っている事業者で、サテライトオフィス等を設置した後3年以上計画的に事業を実施することが見込まれるもの (2) 新たに設置するサテライトオフィス等に役員又は従業員を2人以上置く事業者

サテライトオフィス等視察事業	補助金の申請時において1年以上継続して事業を行っている事業者
----------------	--------------------------------

別表第2（第4条関係）

（令2告示18・追加、令5告示73・一部改正）

区分	補助対象経費	補助金の額（1年度当たりの額）
サテライトオフィス等設置事業	新たに設置するサテライトオフィス等に係る建物若しくは施設の整備、取得若しくは改修又はじゅう器の購入に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、50万円を限度とする。
	新たに設置するサテライトオフィス等に係る土地及び家屋の賃借料（敷金及び権利金を除く。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、36万円を限度とする。
	新たに設置するサテライトオフィス等に係る通信回線及び通信機器の使用に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、24万円を限度とする。
	新たに設置するサテライトオフィス等に係る人件費（伊東市内に住所を有する者を従業員として新たに雇用し、当該雇用が補助期間のうちに引き続き6か月以上継続されたときに限る。）	1人につき10万円とし、40万円を限度とする。
サテライトオフィス等視察事業	本市が認めるワーキングスペース及び会議室利用料	上限を7日とし、日額9,000円以内とする。
	従業員及び役員（以下「従業員等」という。）の出発地（国内に限る。）から本市までの交通費のうち、公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した経費	実費とする。ただし、1回の視察に係る補助金の算定となる従業員等の人数は8人までとする。

備考

土地及び家屋の賃借料、通信回線及び通信機器の使用に要する経費並びに人件費に係る補助金の支給期間は、当該サテライトオフィス等の事業開始後3年までとする。

別表第3（第5条関係）

(令2告示18・追加)

区分	交付申請において提出を要する書類
サテライト オフィス等 設置事業	(1) 伊東市サテライトオフィス等設置事業補助金交付申請書(第1号様式) (2) 定款の写し (3) 法人の登記事項証明書 (4) 直近2期の歳入歳出決算書の写し (5) 賃借の場合にあつては、当該賃借に係る契約書の写し (6) 初期投資の場合にあつては、建物若しくは施設の整備、取得若しくは改修又はじゅう器の購入に係る経費を証する書類(見積書、設計書、カタログ、位置図等) (7) 従業員名簿 (8) その他市長が必要と認める書類
サテライト オフィス等 視察事業	(1) 伊東市サテライトオフィス等視察事業補助金交付申請書(第2号様式) (2) 法人の登記事項証明書 (3) 直近の決算報告書の写し (4) その他市長が必要と認める書類

別表第4(第10条関係)

(令2告示18・追加)

区分	実績報告において提出を要する書類
サテライト オフィス等 設置事業	(1) 伊東市サテライトオフィス等設置事業補助金実績報告書(第7号様式) (2) 賃借の場合にあつては、賃借料の納入を証する書類の写し (3) 建物若しくは施設の整備、取得若しくは改修又はじゅう器の購入の場合にあつては、請求書、領収書、契約書の写し及び完成写真 (4) 従業員名簿、当該従業員の住民票抄本、雇用保険被保険者証の写し及び6か月以上雇用していたことを証する書類(出勤簿、タイムカード等)の写し (5) 通信回線及び通信機器の使用に要する経費にあつては、それらの納入を証する書類の写し (6) その他市長が必要と認める書類

サテライト	(1) 伊東市サテライトオフィス等視察事業補助金実績報告書(第8号様式)
オフィス等	(2) 補助対象経費の支払を証する書類
視察事業	(3) その他市長が必要と認める書類